

フロッピーディスク交換による預金口座振替の取扱に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と長野県労働金庫（以下「乙」という）とは、「フロッピーディスク交換による市税等の口座振替に関する契約書」第5条第2項に定めた取扱方法に関し、次のとおり協定する。

1. フロッピーディスクの作成・仕様

- (1) 使用媒体 3.5インチ(2HD) 1.44Mb
- (2) 記録密度 高密度
- (3) 使用コード ASCIIコード
- (4) 記録形式 テキスト形式またはバイナリ形式
- (5) ファイル名 「TRFD01」
- (6) 媒体 シングルボリューム

2. フロッピーディスクの内容

- (1) フロッピーディスク上のレコードは次の項目、桁数及び記録順序による。
- (2) 甲は、フロッピーディスクの作成にあたっては、必要項目、特に口座番号及び預金者名について正確を期するものとする。
- (3) データの内容は、全国銀行協会が定めたフォーマットの例によるものとする。

3. フロッピーディスクの構成

同一指定日の税目別マルチファイルとする。

4. フロッピーディスクの引き渡し

- (1) 甲から乙へのフロッピーディスクの引き渡しは、振替日の5営業日前までに行う。
- (2) フロッピーディスク引き渡し後は、内容を変更しないものとする。やむを得ず変更の必要があるときは、当該請求明細の振替を停止することとし、甲はその旨を3営業日前までに乙に通知する。
- (3) フロッピーディスクは正1枚作成のうえ件数・金額を記録した合計表を添付し、乙に引き渡すものとする。

5. フロッピーディスクによる振替処理

- (1) フロッピーディスクに瑕疵ある場合には乙は甲に返却する。甲は、フロッピーディスクの内容を修正のうえ、速やかに乙に再送付する。
- (2) 乙はフロッピーディスクに記録された口座番号等により、振替日の当日夜間引き落とし処理を行う。

6. フロッピーディスクの返戻

乙から甲へのフロッピーディスク返戻は、振替日から起算して3営業日以内とする。

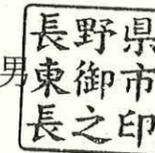
7. フロッピーディスクの授受

甲・乙間のフロッピーディスクの授受は、甲・乙の協議により行うこととする。

この協定書の締結を証するため正本2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年8月1日

甲 長野県東御市281番地2
東御市長 土屋 哲男



乙 長野市県町523番地
長野県労働金庫
理事長 瀧澤 一夫

